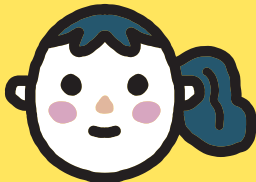




未成年者を

養子とすることを

お考えの方へ



養子縁組とは、2人の当事者（養親と養子）の間に法律上の親子関係を作り出す制度です。

未成年者（18歳未満）を養子とする養子縁組は、養親となる方・養子となる方はもちろん、それぞれの親族にとっても、とても大きな出来事でしょう。

このパンフレットでは、**未成年者を養子とする養子縁組について**、理解していただきたいことを説明しています。

法務省民事局

— 目次 —

養子縁組
とは

未成年者を
養子とする
場合について

よくある
質問と回答
(Q&A)

養子縁組とは？

① 養親と養子の関係

養子縁組をすると、養親と養子は法律上の親子になります。

養子縁組をするための主な要件や効果は、以下のとおりです。

主な要件

- 養親は20歳以上でなければなりません。
- 養子縁組をするには、養親本人と養子本人の合意が必要です。養子が15歳未満の場合には、養子の法定代理人（親権者等）が、養子本人に代わって養子縁組の合意をします。
- 養子縁組は、市区町村の役所への届出によって効力を生じます。
- 養親又は養子に配偶者がいる場合には、原則として、その配偶者の同意が必要です。

主な効果

- 養親と養子は、お互いに相手を扶養する義務を負います。
- 養子の氏が養親の氏に変更されます。
- 養親が死亡したときは、養子は養親の相続人になります。養子が死亡したときは、その養子に子や孫などがいなければ、養親が養子の相続人となります。

離縁

- 養親と養子は、協議により離縁することができます。
- 養親又は養子は、養子縁組を継続し難い重大な事由などがあれば、家庭裁判所に離縁の訴えを提起することができます。

② 実親と養子の関係

養子縁組がされても、基本的に、養子と実父母との間の親子関係は終了しません。（※）

そのため、縁組後も養子と実父母は互いに扶養義務を負います。また、実父母が死亡したときは養子が実父母の相続人になり、養子が死亡したときは、その養子の子や孫などがいなければ、養子の実父母も相続人となります。

※養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組がありますが、このパンフレットでは普通養子縁組を中心に説明しています。

コラム

特別養子縁組とは…

養子縁組の中には、特別養子縁組という制度もあります。特別養子縁組は、実父母が子の養育をすることが著しく困難であるような場合に、家庭裁判所の審判によって成立しますが、特別養子縁組が成立すると、養子とその実父母等との親族関係が終了します。その結果として、養子と実父母の間では、扶養義務は消滅し、相続が発生することもなくなります。

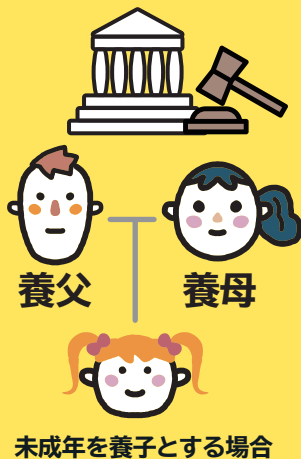


未成年者を養子とする場合について

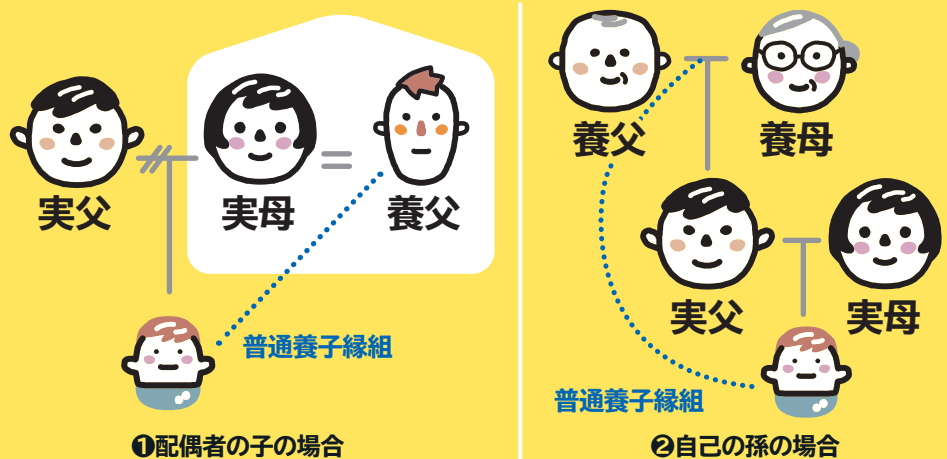
① 家庭裁判所の許可

未成年者を養子とする場合には、市区町村への養子縁組の届出の前に、家庭裁判所の許可を得てください。ただし、養子が、①配偶者の子（いわゆる連れ子）や孫など又は②自己の孫などであれば、家庭裁判所の許可は不要です。

家庭裁判所の許可が必要



家庭裁判所の許可が不要



② 配偶者との共同縁組

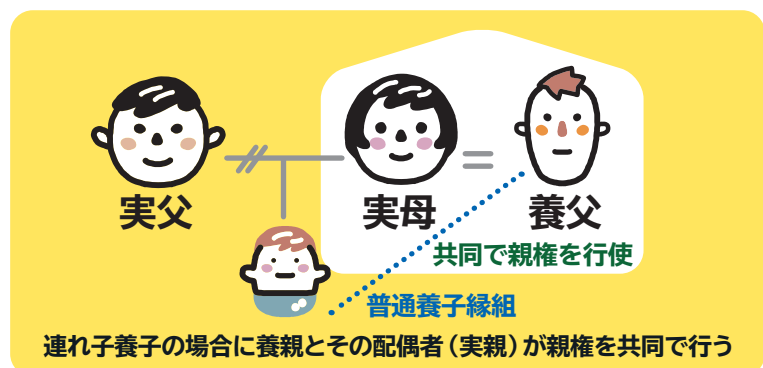
配偶者がいる方が未成年者を養子とする場合には、配偶者とともに縁組をしてください。ただし、配偶者の嫡出子を養子とする場合又は配偶者が意思表示できない場合には、配偶者とともに縁組をする必要はありません。

③ 法定代理人による代諾と監護者等の同意

15歳未満の子を養子とする場合には、養子の法定代理人が、本人に代わって縁組を承諾します。この場合に、法定代理人以外に、①養子の父母で養子を監護すべき者や②親権を停止された父母がいるときは、それぞれの者の同意を得る必要があります。

④ 親権を行う者

未成年者を養子とした場合には、養親が親権者となり、実親は親権者ではなくなります。ただし、養親の配偶者が養子の実親である場合には、養子に対する親権は、養親及びその配偶者が共同して行うとされています。



よくある質問と回答 (Q&A)

Q. 養子が15歳未満の場合には法定代理人が養子本人に代わって養子縁組の合意をすることになりますが、その際に、養子本人の意見を聞くべきですか？

A. 養子縁組は、養子の成長に大きな影響を与えます。養子本人の意見を聴くことは法律上の要件ではありませんが、養子の年齢や発達状況に応じて、できるかぎり、本人の意見を聞き、その意見を尊重することが望ましい場合もあるでしょう。

Q. 配偶者の連れ子と養子縁組をしたのですが、その後も、別居の実親に、養子を会わせたり交流させたりすべきですか？

A. 養子縁組をした後も養子と実父母が親子であることは変わりません。養子縁組後も養子と実父母が適切な形で交流することが、養子の健やかな成長にとって重要な場合もあるでしょう。

また、養子縁組をする以前から、子どもと別居親との間の交流の頻度や方法に関して実父母間での取決めがされている場合もあるかもしれません。養子縁組によってその取決めが当然に無効となるわけではありません。

それぞれの家庭によって様々な事情があるでしょうから一概に決めることはできませんが、養子の健やかな成長のために何が良いかという観点で検討し、必要に応じて、養親や実親の間で話し合ってみてください。

Q. 配偶者の連れ子と養子縁組をしたのですが、その後、配偶者と離婚することになりました。離婚に伴って連れ子とも離縁することになりますか？

A. 離婚と離縁は別の制度です。配偶者の連れ子と養子縁組をした後に配偶者と離婚したとしても、連れ子と離縁したことになるわけではありません。養親と養子との関係を解消するためには、協議又は裁判により離縁をする必要があります。離縁をしない限り、養子と養親の間の親子関係は継続し、養親としての扶養義務なども残ります。

その他の関連情報

未成年者を養子とする養子縁組の許可申立ての詳細は、以下の裁判所のホームページを御覧ください。



特別養子に関する申立てについては、以下の裁判所のホームページを御覧ください。

